

輪島市例規集データベースシステム賃貸借仕様書

1 目的

この仕様書は、例規集の維持管理における更なる確実性・正確性の向上や、法令改廃情報等の迅速な把握・提供など、市全体での法制執務に係る事務の効率化を目的として実施する、輪島市例規集データベースシステム賃貸借について必要な事項を定めるものとする。

2 期間

- (1) 仕様確認、新システム立ち上げ、データ移行及びシステム操作サポート業務契約締結の日から令和6年9月30日まで
- (2) システム保守及び運用支援、法制執務支援及び例規集閲覧用データ
令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

3 事業内容に関する仕様

- (1) 輪島市の例規集システムデータベースの構築、管理及び更新

ア IDC(インターネット・データ・センター)での運用方法とし、LGWAN環境におけるIP又はID認証等により庁外からのアクセスを制限すること。

イ 庁内LANに接続している全てのPC端末で、例規集データの検索、閲覧、例規起案、審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

【動作環境】

- ・OS : Windows10 以上
- ・ブラウザ : Microsoft Edge(Chromium版)、Google Chrome

ウ データベースの構築は、輪島市の現行例規集データシステムにある全例規情報を基本とし、輪島市が提供する輪島市例規集(令和6年4月1日現在、現行例規約1,257件、廃止例規約330件、過去例規、過去原議、改正履歴)を対象とする。

エ データの更新業務は年4回以上、最大12回とし、更新の期限は、改正原稿送付後、30日以内にデータ更新を完了すること。

オ 1年間の改正件数は、約200件とする。ただし、金額は実績の増減に関わらず、定額とする。

- (2) システム操作のサポート

- ア 導入システムの操作マニュアルをデータ又は冊子等で提供すること。
 - イ システム導入後、職員に対し年 1 回の操作説明研修会を実施すること。(研修の規模は、課長補佐級及び係長級の職員 30 名程度とする。)
 - ウ 操作方法についての問い合わせ窓口(電話、メール等)を設置すること。
 - エ システムに関する操作説明書をオンライン又は電子データで提供すること。
- (3) 例規起案及び審査機能の提供
- ア 例規検索機能
 - 題名、用語、体系、種別、所属部署及び番号から例規を検索できる機能
 - イ 施行時点検索機能
 - 指定した年月日時点で施行されている例規(未施行を含む)を閲覧できる機能
 - ウ 本文表示機能
 - 例規本文、原議本文を表示できる機能
 - エ リンク機能
 - 条文中の例規、法令の引用箇所について自動でリンクができる機能
 - オ 原議リンク機能
 - 例規沿革情報から原議本文表示できる機能
 - カ 本文出力機能
 - 例規全文を編集可能な形式でダウンロードできる機能
 - キ 新旧対照表出力機能
 - 例規本文を新旧対照表形式にて編集可能な形式でダウンロードできる機能
 - ク 条文編集機能
 - クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、Web ブラウザ上で条文を編集できる機能
 - ケ 改正文生成機能
 - 条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能
 - コ 新旧対照表生成機能
 - 条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能
 - サ データ取込み機能
 - システム外で作成した新規制定の例規データをシステムに取込み、システム上で編集し、法制執務の観点から点検できる機能
- (4) インターネット公開用例規集データの作成
- ホームページ上に掲載し、体系、所管情報から例規を検索、閲覧できるデータの作成または機能

(5) 法令検索システムの提供

ア 目次、用語、法令番号及び種別で検索できること。

イ 官報掲載法令を検索・閲覧できること。

(6) 法令改廃情報の提供

国の法令の制定改廃の情報から輪島市の例規に影響を及ぼす情報を抽出し随時提供すること。また、例規の制定改廃のモデル案の提供ができること。

(7) その他法務支援に関する機能及びサービスの提供

(2)～(6)に記載されていない機能で、事務の効率化又は例規集データベースシステムの利便性の向上につながる機能、サービス等の追加提案があれば評価の対象とする。(ただし、提案見積限度額の範囲内とする。)

4 システムの性能等に関する仕様

(1) システムの性能

データバックアップを日々実施し、IDC において万が一障害が発生した場合においても、即座にデータ復旧が可能な体制が構築されていること。

(2) システムの導入

ア システムの導入については、輪島市の業務に支障がないよう考慮したスケジュール案を受注者が策定すること。

イ ソフトウェア等のインストールについては、輪島市の業務に支障がないよう考慮した計画を受注者が策定すること。

(3) システムの保守

ア 常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持し、システムの操作に関する問合せ等に対し、迅速かつ適切に対応ができる専用部署を設置すること。

イ システム全般に対する質問に対し、電話又は電子メールにて対応できること。

5 見積金額の算出方法

2 から 4 までに示した内容に基づき、初期構築費用及び導入初年度を含む各年度の費用並びに 5 年間の総額が分かるように算出すること。ただし、見積金額を算出する上で必要となる判断材料が不足する場合については、質問書(別紙様式第 2 号の 1)により問合せをすること。

6 その他

(1) 例規集データベース化の作業により作成された例規データに係る著作権は、輪

島市に帰属すること。

- (2) この仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、相互に協議し、決定するものとする。